

空港管理規則の一部を改正する省令について

平成 1 6 年 4 月
航空局管理課空港管理室

1 . 改正の背景

国が管理する第 1 種及び第 2 種 A 空港においては、空港管理規則に基づき、施設を使用する者から使用料を徴収し、空港施設の維持・整備、保安対策、環境対策等に必要な費用を賄ってきた。

一方、近年の空港の保安対策は、米国同時多発テロの発生以後、格段に強化され、それに伴い保安対策に要する費用が飛躍的に増大している実態にある。

このような状況を踏まえ、平成 1 6 年度予算においては、空港保安対策に要する費用については、従来の航空機の重量に応じて額が算定される着陸料ではなく、旅客の数に応じ額が算定される保安料を新設し、これにより賄うこととされ、所要の歳入見込みを計上することとなった。

しかしながら、現行の空港管理規則においては、使用料の種類として、「着陸料、照明料、格納庫使用料、停留料、建造物使用料、土地使用料及び駐車料」が定められているのみであり、保安料について規定されていない。

このため、空港管理規則を改正し、施設の使用料として、「保安料」の設定を可能とすることとする。

2 . 改正の概要

- ・ 空港の施設を使用するものが支払う料金として、新たに「保安料」を追加する。
- ・ 現在実態のない空港使用料である「照明料、格納庫使用料、建造物使用料、土地使用料及び駐車料」を削除する。

3 . 今後のスケジュール

公布予定日	平成 1 6 年 5 月中旬
施行期日	平成 1 6 年 1 0 月 1 日